

平成30年度国家公務員テレワーク実績等の結果概要

1. 平成30年度の国家公務員のテレワーク実績（本省分）は、前年度と比べ、**実施者数で6,635人から、9,868人に増加（+49%）**。
実施日数の人日ベースでも、28,038人日から42,988人日へ増加（+53%）。
（職員総数は約5.4万人。うちテレワーク実施が認められているのは約5万人）
2. **職員総数に占める実施割合は12.4%から18.3%**（テレワーク実施可能職員に対する割合では16.6%から19.6%）へ増加。
3. 複数の府省庁がテレワーク実施規程等を改定し**実施対象者の要件を広げたことにより、テレワーク実施可能職員数が増加した**（40,038人から50,457人）。
4. ワークライフバランス推進月間やテレワーク月間の**テレワーク実施者数がほぼ2倍**に増えており、府省庁の取組の効果がみられる。
5. 時間別では、1日単位での実施が多い中、**半日や時間単位の実施に増加傾向**がみられる。
6. ITシステム面では、**席上端末の持ち帰り**によりテレワークを実施する府省庁が、前年度の4府省庁から**12府省庁と大幅に増加した**。
7. テレワークで実施した業務は、資料作成が最も多いが、オンラインでの職員研修受講や、報道対応・渉外業務など必要に応じて**コミュニケーションが必要な業務も実施**されている。

<参考：「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和元年6月14日閣議決定）>

同計画の施策集II－(10)人材育成、普及啓発【官民データ基本法第17条、第18条関係】の中に、以下のとおり国家公務員に関して記載。

■国家公務員については、令和2年度までに、①必要な者が必要な時にテレワーク勤務を本格的に活用でき、②リモートアクセス機能の全府省での導入を実現するため、計画的な環境整備を行う。

1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について(1)

1

～ 本省における実績 ～

総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省は、実施職員数・実施人日ともに大きく伸ばし、例えば、厚生労働省は実施人日が前年度比3,000人日以上増加。また、総務省はテレワーク実施職員数の全職員数に占める割合を70%まで高めた。

府省庁等名	平成29年度 実績（本省）		平成30年度目標	平成30年度 実績（本省）					未達理由 （－は30年度目標を達成）	
	実施数			職員数	実施数		職員数	テレワーク 実施可能 職員数		職員数に 占める 割合
	人日	人			人日	人				
内閣官房	338	88	1,032	前年度比増を目指す。	626	109	2,563	2,563	4%	－
内閣法制局	6	6	84	6人日	10	5	86	86	6%	－
人事院	76	7	481	前年度実績（76人日）を超える人日数。	160	41	483	151	8%	－
内閣府	585	136	2,116	「チーム型」のテレワークを実施し、その結果を踏まえながら、改善すべき点等の検討を行い、本格実施を目指す。	1,798	91	2,185	1,781	4%	－
宮内庁	30	7	756	10人×5日＝50人日	1	1	915	915	0.1%	職員全体への周知及び個別に職員への実施を勧奨したが、目標数の達成には至らなかった。
公正取引委員会	376	34	669	34人（376人日）	377	53	673	673	8%	－
警察庁	63	55	3,325	昨年度より実施職員数を増加させる。	863	611	3,376	3,376	18%	－

1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について(2)

2

～ 本省における実績 ～

府省庁等名	平成29年度 実績（本省）		職員数	平成30年度目標	平成30年度 実績（本省）					未達理由 （－は30年度目標を達成）
	実施数				職員数	実施数		テレワーク 実施可能 職員数	職員数に 占める 割合	
	人日	人				人日	人			
個人情報 保護委員会	20	3	95	平成29年度に引続き試行を実施することにより、職員の要望等を聴取する。また、平成30年度には育児・介護等の事情がある職員で希望する者は可能な限り実施できるようにし、その他の職員についても、希望があれば実施できるようにする。	45	14	128	128	11%	－
金融庁	265	71	1,642	100人の利用を目標とする。	531	73	1,644	1,644	4%	2020年1月から席上端末を持ち帰りテレワークができるようシステム面での整備を行っているところであるが、現状においては、私用端末を利用しテレワークを実施することとなり、私用端末（ネットワーク環境、アンチウィルスソフト等含む）の調達は実費となり、システム面での制約があるため。
消費者庁	313	53	523	常勤職員の10%以上が実施。	258	45	530	530	8%	－
復興庁	37	17	298	実施職員数21人。	78	30	290	290	10%	－
総務省	7,048	1,467	2,820	・原則として管理職員は年2回以上のテレワークを実施。 ・未就学児や介護を要する家族がいる職員は月1回以上のテレワークを実施。	8,738	1,721	2,444	2,444	70%	国会業務や災害業務等テレワークの実施が困難な管理職員が含まれているため。

1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について(3)

～ 本省における実績 ～

3

府省庁等名	平成29年度 実績（本省）		職員数	平成30年度目標	平成30年度 実績（本省）					未達理由 （－は30年度目標を達成）
	実施数				職員数	テレワーク 実施可能 職員数	職員数に 占める 割合			
	人日	人								
法務省	90	62	1,239	試行段階であるためなし。	241	116	1,260	1,260	9%	－ テレワーク制度についての省 内周知不足。
外務省	716	38	2,448	100人	992	62	2,550	2,550	2%	
財務省	466	189	3,687	必要な者が必要な時に実施 できる環境維持。	1,294	354	3,816	2,795	9%	－
文部科学省	1,089	146	2,414	職員のうち7.5%程度の利用 を目標とする。	1,739	453	2,395	2,395	19%	－
厚生労働省	6,440	1,455	3,690	6,800人日	9,779	1,787	3,774	3,774	47%	－
農林水産省	928	122	6,780	一部地方支分部局等におい て、テレワークを実施。	2,381	1,025	5,102	5,102	20%	－
経済産業省	7,155	2,033	7,073	本省全対象職員が平均して 年2回のテレワークを実施する ことを目標とする。	9,859	2,650	7,210	6,574	37%	－

1. 各府省庁におけるテレワーク実績について(4)

～ 本省における実績 ～

4

府省庁等名	平成29年度 実績（本省）			平成30年度目標	平成30年度 実績（本省）					未達理由 （－は30年度目標を達成）
	実施数		職員数		実施数		職員数	テレワーク 実施 可能職員 数	職員数に 占める 割合	
	人日	人			人日	人				
国土交通省	883	359	7,560	＜本省＞テレワークに必要な環境の整備 ・平成30年度にセキュリティを確保した上で私物端末をテレワークに用いるための環境を提供する。 ・平成30年度に提供する新たなテレワークの環境に合わせて利用手続きの見直しを実施する。	1,110	325	7,632	7,632	4%	－
環境省	428	60	1,273	実施職員数50	376	48	1,310	1,310	4%	－
原子力規制委員会	231	58	1,088	実施職員数50	647	73	988	※	7%	－
防衛省	455	169	2,447	各機関における試行を実施	1,085	181	2,484	2,484	7%	－
合計	28,038	6,635	53,540		42,988	9,868	53,838	50,457		
割合	職員総数に占める割合：12.4% (6,635÷53,540×100) 実施可能職員数に占める割合：16.6% (6,635÷40,038×100)				職員総数に占める割合：18.3% (9,868÷53,838×100) 実施可能職員数に占める割合：19.6% (9,868÷50,457×100)					

※原子力規制委員会においては、勤続6月未満の職員、直近の人事評価がS、A又はB評価でない職員、指導区分に基づき勤務制限を受けている職員は実施対象外。

1. 各府省庁におけるテレワーク実績について(5)

～ 本省における実績 ～

府省庁等名	ワークライフバランス推進月間 (平成30年7月、8月)	テレワーク月間 (平成30年11月)
内閣官房	58	15
内閣法制局※	3	1
人事院※	5	4
内閣府	41	23
宮内庁	0	0
公正取引委員会※	74	25
警察庁※	207	76
個人情報保護委員会	4	4
金融庁※	31	20
消費者庁※	60	13
復興庁	15	3
総務省※	1,629	823
法務省※	42	17
外務省	26	26
財務省	76	57
文部科学省	372	45
厚生労働省※	3,605	484
農林水産省※	45	73
経済産業省※	2,345	453
国土交通省	120	48
環境省	37	12
原子力規制委員会	60	19
防衛省	251	108
合計(人)	9,106	2,349

注1： テレワークの実施に当たっては、1人の者が複数回行っているケースがあり、※印の府省庁が該当する。

1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について(6)

6

～ 地方機関における実績 ～

総務省、経済産業省は、実施職員数・実施人日ともに大きく増加。例えば、総務省は実施人日が前年度比約2,000人日増加、経済産業省は実施職員数が1,000人以上増加。

府省庁等名	平成29年度 実績（地方機関）			平成30年度 実績（地方機関）				(参考)実施規定上における地方機関でのテレワーク可否
	実施数		職員数	実施数		職員数	テレワーク実施可能職員数	
	人日	人		人日	人			
人事院	0	0	202	22	12	203	12	○
内閣府	0	0	1,257	38	20	1,302	896	○
宮内庁	0	0	254	0	0	172	172	○
公正取引委員会	0	0	260	11	1	261	261	○
警察庁	0	0	3,932	1	1	3,981	3,981	○
復興庁	1	1	305	11	4	305	305	○
総務省	1,993	528	1,984	3,663	697	1,923	1,923	○
法務省	167	27	51,868	205	176	52,145	52,145	○
外務省	0	0	3,829	－	－	－	－	－
財務省	4,120	159	65,990	2,980	170	75,466	57,623	○(一部)
文部科学省	370	9	308	424	12	299	299	○
厚生労働省	279	8	27,964	340	13	27,884	1,387	○(一部)
農林水産省	9	4	14,561	38	19	15,935	19	○(一部)
経済産業省	702	531	2,805	2,661	1,652	2,700	1,950	○
国土交通省	0	0	50,923	8	2	50,828	159	○(一部)
環境省	0	0	1,529	28	4	1,449	1,449	○
原子力規制委員会	15	2	37	42	6	40	(注2)	○(一部)
防衛省	0	0	670	31	3	668	668	○(一部)
合計	7,656	1,269	228,678	10,503	2,792	235,561	123,249	
割合	職員総数に占める割合 実施可能職員数に占める割合			職員総数に占める割合 実施可能職員数に占める割合				
	: 0.6% (1,269÷228,678×100) : 1.1% (1,269÷110,707×100)			: 1.2% (2,792÷235,561×100) : 2.3% (2,792÷123,249×100)				

注1 : 「地方機関」は、地方支分部局、施設等機関を指す。外務省の平成29年度職員数は在外公館の職員数をカウントしていたが、本定義に合わないため、平成30年度は「－」としている。

注2 : 原子力規制委員会においては、勤続6月末満の職員、直近の人事評価がS、A又はB評価でない職員、指導区分に基づき勤務制限を受けている職員は実施対象外。

1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について(7)

7

～ テレワーク実施の目的① ～

目的別では、テレワーク勤務の試行・推進を目的とした実施が多い一方で、目的を確認していない例も増えていることが確認できた。

目的	内閣官房	法制局	人事院	内閣府	宮内庁	公取委	警察庁	個情委	金融庁	消費者庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文科省	厚労省	農水省	経産省	国交省	環境省	規制委	原子力	防衛省	合計(人)	割合
育児	28	1	5	48	0	25	11	6	31	12	13	－	17	32	69	45	123	80	－	113	－	14	241	914	15%	
介護	3	1	0	6	0	3	0	1	3	0	1	－	6	2	1	2	12	10	－	11	－	14	57	133	2%	
通勤困難(災害、悪天候等への対応(訓練含))	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	－	0	1	0	4	－	0	－	0	－	－	0	8	0.1%	
通勤困難(障がい病気、怪我等)	8	0	0	6	0	5	2	0	0	5	4	－	－	5	1	13	－	15	－	8	－	－	124	196	3%	
生産性向上	9	1	0	40	0	0	37	6	2	17	5	－	－	24	0	0	－	0	－	192	－	10	326	669	11%	
テレワーク勤務の試行・推進のため	54	1	38	15	1	19	563	0	38	18	10	－	－	4	284	390	－	954	－	164	－	－	1	2,554	41%	
その他	9	2	0	0	0	5	0	－	3	0	0	－	132	4	0	0	1,652※1	1	－	0	－	－	5	1,813	29%	

※1 通勤負担削減等

注1： 表中の数値は本省における実績値である。

注2： 表中の「—」部分はデータの回答がなかった部分である。その場合、回答があったデータの中での割合を算出している。

注3： テレワークの実施に当たっては、1人の者が複数回行っているケースがあり、上表では、それら全ての場合を計上した上で比率を算出している。

注4： 全ての項目で「—」の府省庁は、テレワーク実施にあたって目的を確認していない

テレワークの目的として「その他」と回答したものには、以下の業務が存在した。

＜負担の軽減＞

- 通勤負担の軽減
- 疲労蓄積防止
- 超過勤務縮減
- 妊娠悪阻のため（医師による指示）

＜その他＞

- 通勤時間の有効活用
- 部署での取組
- ワークライフバランスの推進
- 家族と食事する時間の確保

1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について(9)

9

～ 場所 ～

テレワークの実施場所については、自宅が多いが、自宅以外（実家、共同利用型オフィス、サテライトオフィス、地方出先機関等）での実施も確認できた。

場所	内閣官房	法制局	人事院	内閣府	宮内庁	公取委	警察庁	個情委	金融庁	消費者庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文科省	厚労省	農水省	経産省	国交省	環境省	原子力規制委	防衛省
自宅	107	4	41	91	1	53	606	14	73	52	30	1,705	240	60	807	452	1,763	1,012	9,067	325	48	73	752
自宅以外	2	1	0	2	0	0	5	0	0	0	0	16	1	2	37	1	24	15	426	0	－	－	1
(参考) 自宅以外での実施実績有無																							
実家（本人や配偶者の実家、親戚等の家も含む）	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	－	×	○	○	○	－	○	○	×	－	－	○
共同利用型オフィス	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	－	×	×	×	×	○	×	○	×	－	－	×
地方支分部局	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	○	×	×	×	－	×	○	×	－	－	×
その他※	×	×	×	×	－	×	×	×	－	×	×	○	×	○	－	×	－	×	○	×	－	－	×

※地方支分部局、施設等機関、病院(足の骨折による入院)、所管独立行政法人の会議室をサテライトオフィスとして活用

注1： 表中の数値は本省における実績値である。

注2： 表中の「－」部分はデータの回答がなかった部分である。その場合、回答があったデータの中での割合を算出している。

注3： テレワークの実施に当たっては、1人の者が複数の場所で行っているケースがあり、上表では、それら全ての場所の場合を計上した上で比率を算出している。

注4： 本回答は、原則「人」での回答を求めているが、人日で回答している府省庁もあるため、合計値を算出していない。

1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について(10)

10

～ 許可期間 ～

テレワークの許可期間については、1日以内が最も多い。なお、事前に許可期間を定めないケースや、1ヶ月以内、半年以内、通年といった長期間許可を得ているケースも確認できた。

許可期間	内閣官房	法制局	人事院	内閣府	宮内庁	公取委	警察庁	個情委	金融庁	消費者庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文科省	厚生省	農水省	経産省	国交省	環境省	原子力規制委	防衛省	合計(人)	割合
時間単位	4	1	12	20	0	10	229	－	0	0	0	－	－	0	261	0	－	235	－	0	0	－	－	772	8%
1日以内	45	4	33	20	1	49	375	1	4	0	7	－	－	31	534	328	1,787	673	－	0	0	－	－	3,892	39%
1週間以内	13	1	5	14	0	0	7	－	2	7	10	－	－	2	0	16	－	21	－	36	1	－	－	135	1%
1ヶ月以内	9	0	－	22	0	0	0	－	3	45	2	－	－	6	0	73	－	35	－	50	1	－	－	246	2%
半年以内	9	0	2	34	0	0	0	13	21	0	13	－	－	6	4	11	－	47	－	280	10	－	－	450	4%
通年	37	0	－	16	0	0	0	－	43	0	0	－	－	17	8	20	－	14	－	0	15	－	－	170	2%
その他※	0	0	－	0	0	0	0	－	0	0	0	1,721	－	0	36	13	－	0	2,650	0	15	－	－	4,435	44%

※「事前に許可期間を定めていない」、「配属先を異動するまで」

注1： 表中の数値は本省における実績値である。

注2： 表中の「－」部分はデータの回答がなかった部分である。その場合、回答があったデータの中での割合を算出している。

注3： テレワークの実施に当たっては、1人の者が複数回行っているケースがあり、上表では、それら全ての場合を計上した上で比率を算出している。

1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について(11)

11

～ 時間 ～

テレワークの実施時間については、1日としたものが多いが、半日、時間単位でのテレワーク実施も一定程度存在した。

時間	内閣官房	法制局	人事院	内閣府	宮内庁	公取委	警察庁	個情委	金融庁	消費者庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文科省	厚労省	農水省	経産省	国交省	環境省	原子力規制委	防衛省
1日	94	4	34	67	1	49	364	13	70	17	30	1,721	182	52	309	447	－	778	5,788	106	36	－	445
時間単位 (半日含)	27	1	12	36	0	10	247	2	3	35	3	－	59	10	537	6	－	247	3,703	40	35	－	312

注1： 表中の数値は本省における実績値である。

注2： 表中の「－」部分はデータの回答がなかった部分である。その場合、回答があったデータの中での割合を算出している。

注3： テレワークの実施に当たっては、1人の者が複数回行っているケースがあり、上表では、それら全ての場合を計上した上で比率を算出している。

注4： 本回答は、原則「人」での回答を求めているが、人日で回答している府省庁もあるため、合計値を算出していない。

1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について(12)

12

～ 実施頻度 ～

テレワークの実施頻度については、年数回としたものが最も多い。なお、月1回、月数回のケースは前年度と比較して大幅に増加した(月1回：201⇒992、月数回：134⇒256)。

実施頻度	内閣官房	法制局	人事院	内閣府	宮内庁	公取委	警察庁	個情委	金融庁	消費者庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文科省	厚労省	農水省	経産省	国交省	環境省	原子力規制委	防衛省	合計(人)	割合
週数回	8	0	0	33	0	2	2	3	2	1	0	－	－	7	4	15	－	20	9	31	0	3	3	143	2%
週1回	4	0	2	56	1	0	0	1	10	1	0	－	－	17	2	50	－	16	87	32	1	16	2	298	4%
月数回	9	0	4	22	0	51	3	6	6	5	1	－	－	3	4	0	－	19	65	13	8	28	9	256	3%
月1回	26	0	2	2	0	0	1	3	1	4	0	607	－	0	4	0	－	6	293	24	3	8	8	992	13%
年数回	39	5	33	4	0	0	32	－	14	34	151	159	－	35	338	0	－	571	854	26	23	18	131	3,817	51%
その他	8	0	0	0	0	0	573	－	40	0	14	－	－	0	1	390	－	907	－	0	11	－	28	1,972	26%

注1： 表中の数値は本省における実績値である。

注2： 表中の「－」部分はデータの回答がなかった部分である。その場合、回答があったデータの中での割合を算出している。

注3： テレワークの実施に当たっては、1人の者が複数回行っているケースがあり、上表では、それら全ての場合を計上した上で比率を算出している。

1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について(13)

13

～ テレワークを実施した職員の主な業務内容① ～

テレワークを実施した職員の主な業務については、資料作成業務が多く該当した。「その他」に、「報道対応」「渉外業務」などが初めて報告された。（次ページ参照）

業務内容	内閣官房	法制局	人事院	内閣府	宮内庁	公取委	警察庁	個情委	金融庁	消費者庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文科省	厚生省	農水省	経産省	国交省	環境省	原子力規制委	防衛省	合計(人)	割合
国会業務	7	0	-	3	0	0	17	-	1	1	0	-	-	3	3	0	-	1	-	5	-	-	88	129	3%
予算・税制業務	4	0	-	4	0	2	36	-	0	0	1	-	-	13	20	0	-	65	-	22	-	-	24	191	4%
法令制定業務	3	0	-	3	0	0	19	-	3	0	0	-	-	2	7	0	-	8	-	12	-	2	2	61	1%
調査・統計業務	8	0	-	6	0	5	64	-	0	1	1	-	-	15	28	0	-	76	-	27	-	16	3	250	5%
その他の資料作成業務	22	3	-	60	0	48	296	13	62	9	3	-	-	31	276	0	-	468	-	160	-	40	420	1,911	41%
その他の調整業務	13	0	-	20	0	4	11	1	0	28	7	-	-	23	37	0	-	97	-	172	-	-	12	425	9%
庶務業務	8	0	-	8	0	4	84	-	13	3	1	-	-	2	13	0	-	24	-	30	-	-	4	194	4%
メール問い合わせ対応	6	0	-	12	0	17	2	13	73	0	3	-	-	43	28	0	-	14	-	18	-	-	18	247	5%
管理職業務	10	1	-	6	0	4	7	-	0	7	9	-	-	6	10	0	-	0	-	29	-	-	4	93	2%
その他	10	1	-	4	1	0	111	-	0	3	4	-	-	13	39	453	-	272	-	61	-	-	189	1,161	25%

注1： 表中の数値は本省における実績値である。

注2： 表中の「-」部分はデータの回答がなかった部分である。その場合、回答があったデータの中での割合を算出している。

注3： テレワークの実施に当たっては、1人の者が複数回行っているケースがあり、上表では、それら全ての場合を計上した上で比率を算出している。

1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について(14)

14

～ テレワークを実施した職員の主な業務内容②～

テレワークで実施した業務として「その他」と回答したものには、以下の業務が存在した。

- 資料チェック
- 文献調べ
- 報道対応
- 健康管理関係
- 業務に関する検討
- 文書審査
- 巡察結果整理
- 旅費請求書審査
- 旅費業務
- 翻訳作業
- 渉外業務
- 捜査支援業務
- システム業務
- 講師の補助
- 情報収集及び整理
- ファイル整理
- 調査対応及びマニュアル作成、
- 担当課業務の資料作成・整理業務
- 人事・給与関係
- 幹部職事務
- 電話相談
- メルマガ・HP関連業務
- 作業依頼対応
- 英文校閲
- テレワークの利用方法の確認作業
- 職員研修におけるスクーリング講義の受講
- 電子決裁
- 蔵書データの整理
- 企画立案
- 行政情報システムの企画管理
- 災害対応

府省庁等名	テレワーク当日の実施可否	地方における実施規定の有無 (－：地方部門なし)	テレワーク実施対象者の要件								テレワーク実施場所への制限	時間単位でのテレワーク実施可否	テレワーク実施頻度に関する制限の有無
			特定の部署	一定の勤務経験	一定の雇用形態	一定の目的	一定の業務内容	勤務成績・態度、遂行能力	生産性向上	その他			
内閣官房	×	－	要件なし								○	○	×
内閣法制局	×	－	要件なし								○	○	×
人事院	○	○				○			○	試行職員として指名された者	○	○	○
内閣府	○	○	要件なし								○	○	×
宮内庁	×	○					○				○	△ (規定上不可だが例外的に可能)	○
公正取引委員会	○ 育児・介護の場合	○					○		○	情報セキュリティ対策の研修を受講していること、指定官職が業務遂行状況を監督することができること、担当している業務がテレワークに適しておりかつ、テレワークにより適正に業務が遂行できること、出勤した場合と同様の業務量を処理することができること、自宅がインターネットに接続可能な環境にあること、テレワークを実施することにより、課室等における業務運営に支障が生じないこと	○	○	×
警察庁	○	○							○	業務の性質上、テレワークの実施が不可能な業務を除き可能	○	○	×
個人情報保護委員会	×	－	要件なし								○	×	○
金融庁	○ 育児・介護・BCP対応、国会対応等に限る	－	要件なし								○	○	×

2. 各府省庁におけるテレワークに係る取組の現状(制度面) (2)

府省庁等名	テレワーク当日の実施可否	地方における実施規定の有無 (－：地方部門なし)	テレワーク実施対象者の要件									テレワーク実施場所への制限	時間単位でのテレワーク実施可否	テレワーク実施頻度に関する制限の有無
			特定の部署	一定の勤務経験	一定の雇用形態	一定の目的	一定の業務内容	勤務成績・態度・遂行能力	生産性向上	その他	その他の内容、要件の内容等			
消費者庁	○ (徳島オフィス)	－	要件なし									○	○	×
復興庁	×	○				○			○			○	○	×
総務省	○	○						○				○	○	×
法務省	×	○	要件なし									○	○	○
外務省	○ 原則3日前	○			○							○	○	○
財務省	○ 育児・介護の場合	○(一部)						○		○	対象障害者である非常勤職員	○	○	○
文部科学省	×	○				○			○			○	○	×
厚生労働省	○	○(一部)			○							○	○	×
農林水産省	○	○(一部)	要件なし									○	○	×
経済産業省	○	○			○			○				○	○	○
国土交通省	○	○(一部)		○	○	○			○	○	障害を有するなど特別の理由があると認める場合は勤務経験、役職・職種に係わらず対象者とすることができる	○	○	×
環境省	○	○(一部)	要件なし									○	○	○
原子力規制委員会	×	×	○	○				○				○	○	○
防衛省	○	○(一部)	要件なし									○	○	○
割合 (実施府省庁数)	65% (15)	94%※ (17)	4% (1)	9% (2)	17% (4)	17% (4)	0% (0)	26% (6)	13% (3)	22% (5)	何らかの要件がある割合： 57%(13)	100% (23)	91% (21)	43% (10)

※地方部門が存在する府省庁(18)を母数とした割合。

2. 各府省庁におけるテレワークに係る取組の現状(ITシステム面)

テレワークのITシステム面では、新たに可能となった項目が多く存在するが、特に席上端末の持ち帰り可の割合は前年度と比較し大幅上昇(18%⇒52%)。

府省庁等名	①テレワーク端末(ハードウェア)の現状			②テレワーク機能の現状								チャット等の可否
	貸出用端末(タブレットを含む)の有無	席上端末の持ち帰りの可否	私用端末利用(貸出USB型機器を含む)の可否	省内メールの送受信の可否	共有サーバへのアクセスの可否	在席確認の可否	共有スケジュールの有無	テレワーク実施者のWeb会議可否	Wi-Fi等通信機器の貸出の有無	可否	公費負担による電話 (可の場合)電話の形態	
内閣官房	× (注2)	○	× (注2)	○	○	○	○	○	×	×		○
内閣法制局	○	×	×	○	○	×	○	×	○	×		×
人事院	○	○	× (注2)	○	○	○	○	×	×	×		○
内閣府	× (注2)	○	× (注2)	○	○	○	○	○	×	×		○
宮内庁	○	×	×	○	○	×	○	×	×	○	私用携帯電話等へのアプリケーション導入	×
公正取引委員会	×	×	○	○	○	○	○	○	×	○	携帯電話の貸出	○
警察庁	○	×	○	○ (外部用の省内メールのみ)	○	×	×	×	×	○	私用携帯電話等へのアプリケーション導入	×
個人情報保護委員会	× (注2)	○	× (注2)	○	○	○	○	○	×	×		○
金融庁	×	×	○	○	○	×	○	×	×	×		×
消費者庁	× (注2)	○	×	○	○	○	○	○	○	×		○
復興庁	× (注2)	○	× (注2)	○	○	○	○	○	×	×		○
総務省	× (注2)	○	○	○	○	○	○	○	×	○	携帯電話の貸出、私用携帯電話等へのアプリケーション導入	○

注1： 黄色の項目は今年度調査で新たに可能となった項目、または配備された機能である。

注2： 席上端末持ち帰り可能。

2. 各府省庁におけるテレワークに係る取組の現状(ITシステム面)

府省庁等名	①テレワーク端末(ハードウェア)の現状			②テレワーク機能の現状								
	貸出用端末 (タブレットを 含む)の有無	席上端末の 持ち帰りの可 否	私用端末利用 (貸出USB型 機器を含む)の 可否	省内メール の送受信 の可否	共有サーバへ のアクセスの 可否	在席確認の 可否	共有スケ ジュールの 有無	テレワーク実 施者のWeb 会議可否	Wi-Fi等通 信機器の貸 出の有無	公費負担による電話		チャット等の 可否
										可否	(可の場合)電話の形態	
法務省	○	×	○	○	○	×	○	×	×	×		×
外務省	○	×	○	○	○	×	○	×	×	○	私用携帯電話等への アプリケーション導入	×
財務省	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	携帯電話の貸出	○
文部科学省	×	○	×	○	○	○	○	○	×	○	職員個人の携帯電話へ紐 づけた公費負担による電話 番号の付与	○
厚生労働省	×	○本省のみ	○	○	○	○	○	○	○	×		○
農林水産省	○	○本省のみ	×	○	○	○	○	○	×	○	私用携帯電話等への アプリケーション導入	○
経済産業省	×	○	×	○	○	○	○	○	×	○	私用携帯電話等への アプリケーション導入	○
国土交通省	○	×	○	○	×	×	○	×	×	×		×
環境省	○	○	×	○	○	○	○	○	×	×		×
原子力規制 委員会	○	×	×	○	○	○	○	○	×	○	携帯電話の貸出	○
防衛省	○	×	×	○	○	○	○	○	○	×		○
実施率 (実施府省庁数)	52% (12)	52% (12)	39% (9)	100% (23)	96% (22)	70% (16)	96% (22)	65% (15)	17% (4)	43% (10)		65% (15)

注1：黄色の項目は今年度調査で新たに可能となった項目、または配備された機能である。

注2：席上端末持ち帰り可能。

3. 各府省庁におけるテレワークに係る評価(1) (効果を認識した事項)

府省庁等名	内閣官房	内閣法制局	人事院	内閣府	宮内庁	公取委	警察庁	個情委	金融庁	消費者庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	原子力規制委	防衛省	合計	割合
育児・介護での就業継続	－	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20	87%
災害、悪天候等による通勤困難への対応	－											○			○									3	13%
障がい、病気、怪我等による通勤困難への対応	－			○		○	○			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16	70%
生産性向上	－	○		○			○	○		○	○	○		○	○	○	○		○	○		○	○	15	65%
テレワーク勤務への理解醸成	－		○	○		○	○				○	○	○		○	○	○	○	○	○		○		14	61%
その他 (自由記入)	－	○			○	○			○	○				○		○	○		○		○		○	11	48%

<その他の内容は以下のとおり>

- ・通勤時間を省略した時間を自己研鑽のために費やす等の有効活用が可能となった。
- ・妊娠期間中の通勤負担の軽減になった。
- ・若手を中心とした女性職員の増加、また、過去の定員増加の結果、育児、介護により勤務時間に制約がある職員が増加しているところ、テレワーク勤務を行うことにより、公務の持続可能性の向上に役立った。
- ・テレワークとゆう活の両方を行うことによって、時間が効率的に利用できた。
- ・個室で仕事をしていたが、家族に何かあった場合はすぐに対応できる環境であると実感できたのはよかった。
- ・昼休憩中に子供とご飯が食べられるなど、家族と触れ合う時間が増えた。
- ・体調が悪いときに、職場では横になって休憩することができないが、テレワークだと休みをとり心身ともに効率よく業務ができた。
- ・テレワークによりプライベートの時間が増え、育児・介護や通院の時間が確保できたとの声が多数あった。

〔注1： 表中の「－」部分はデータの回答がなかった部分である。その場合、回答があったデータの中での割合を算出している。〕

3. 各府省庁におけるテレワークに係る評価(2)

(テレワーク推進に効果のあった取組①)

<制度見直し、施設等整備>

- ・ テレワーク実施マニュアルを更新し、実施対象者を緩和。
- ・ LAN更改（環境整備）→ 平成30年12月以前は貸出専用端末を別途確保の上利用する必要があったところ、31年1月以降は、大多数の職員が各自自席の行政端末を利用してテレワークを行うことが可能になった。
- ・ リモートアクセスの導入等の新システム環境の整備に伴うテレワーク試行を実施。
- ・ 実施要領の検証効果が確認できた。具体的には、ポケットWi-Fi（無線）利用によるテレワーク実施であったが、有線回線ではない通信手段においても実施に支障が無いことが実証できた。
- ・ 人事担当（企画等）とシステム室（機器の貸し出し）との連携など。
- ・ 私用携帯電話へのアプリケーション導入により、テレワーク実施者の私用携帯電話から職場への電話連絡の通信費を官負担とした。
- ・ 平成30年7月に実施要領を改正
- ・ 利用予定者の事前登録制を廃止した
- ・ 自宅以外でも、職務に専念でき、かつ、外部に情報が漏れないようセキュリティを確保された場所であれば実施可能とした
- ・ Q & Aを充実させる等わかりやすい利用マニュアルを作成した
- ・ テレワーク実施要領の改訂による事務手続の簡素化。
- ・ テレワーク用の空き端末について、一括管理を行うことによってフル活用し、より多くの職員が体験テレワークを実施出来るよう調整。
- ・ テレワーク端末の増加
- ・ 実施規程・ガイドラインの見直し

<普及啓発>

- ・ 「女性職員活躍と職員のワークライフバランス推進のための取組計画」において、テレワークを推進し、それを全職員に周知している。また、総務課長等から職員に対し、テレワークの実施を促している。
- ・ 育児・介護を行う職員に対し、WLB推進強化月間中、テレワーク利用によるメリットを提示してテレワークの活用を促したところ、育児・介護を行う職員によるテレワーク実施人日数は、職員全体の実施人日数の7割程度を占めた。
- ・ 幹部職員から実施を促す指示を行うとともに、人事課から文書を発出した。また、対象者を拡大することに伴い、丁寧に制度の説明等を行った。
- ・ テレワークに対する理解・普及を図るため、これまでテレワークを行っていない職員を対象に、各局において1か月2名程度を目安に「テレワーク体験」を実施した。

3. 各府省庁におけるテレワークに係る評価(3) (テレワーク推進に効果のあった取組②)

<普及啓発（続き）>

- ・ 周知（幹部職員からの周知）・実施規定の見直し等
- ・ 年度初めやゆう活実施時等にテレワークの周知を行った。
- ・ テレワーク・デイズにおいて、各課1人を目安にテレワークを実施する取組を行った。
- ・ テレワーク月間に際し、事務次官から職員に対し、テレワークの普及啓発を内容とするメッセージを発信した。
- ・ 大臣、次官からのメッセージ発信
- ・ テレワーク・デイズに幹部職員が積極的にテレワークを実施
- ・ テレワーク・デイズに合わせて、テレワークウィークを設定し、テレワークを奨励
- ・ サテライトオフィスを活用した自宅外でのテレワーク推奨
- ・ テレワークの利用促進を目的とした省内懇談会を実施した。
- ・ 7, 8月を「テレワーク体験推進月間」と定め、職員のテレワークの体験実施を推奨する取り組みを実施した。また、これにあわせて制度説明会の実施、申請手続きの簡略化等に取り組んだ。特に、幹部職員のテレワークに対する理解を深めることを目的として、幹部職員を集めたテレワーク勉強会を開催するなど、幹部職員をはじめとして、省内全体のテレワークしやすい環境づくりに努めた。
- ・ 年2回、計4ヶ月のテレワーク推進月間の設定や、同月間における職員に対するテレワーク実施の呼びかけ。
- ・ テレワーク・デイズの実施期間である7月23日～27日において、庶務課長による1回以上の体験テレワークを重点的に実施。
- ・ 年度内に各課室2回以上の体験テレワークを実施。
- ・ シンクライアント端末に変更した職員において、1回以上の体験テレワークを実施。
- ・ イントラでの周知、月一回のテレワーク研修等

<職員へのアンケート調査結果>

- ・ テレワーク・デイズ期間中に、集中的にテレワークの実施を依頼したが、集中実施により打ち合わせ等に支障を来さないよう、Web会議の実施方法について周知を行い、積極的な実施を呼びかけた。その結果、ワークライフバランス推進月間後のアンケート調査では、周囲の人がテレワークをすることで不都合が特段なかった、という回答が全体の7割を占め、実施者の約9割は今後もテレワークを継続的に実施したいとの回答があった。
- ・ また、同アンケートにて現行のテレワーク制度における課題についても調査を行い、多く挙げられた定例テレワーク事前申請及び成果管理方法の煩雑さについて、30年11月に一部簡素化を行い、実施者数の増加につながった。

3. 各府省庁におけるテレワークに係る評価(4)

(テレワークを実施した職員への満足度調査の実施状況)

府省庁等名	内閣官房	内閣法制局	人事院	内閣府	宮内庁	公取委	警察庁	個情委	金融庁	消費者庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文科省	厚労省	農水省	経産省	国交省	環境省	原子力規制委	防衛省	合計 (府省庁)	全府省庁 (22)に占める割合 (%)
実施している		○			○		○			○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		14	61%
実施していないが 今後検討				○		○			○		○						○							5	22%
実施していない	○		○					○														○		4	17%

<職員の声>

- ・ 通勤時間がなくなることによって時間が有効活用できた（家事・育児、自己研鑽、お子様のお迎え・通院）
- ・ 通勤がないことにより、疲労感なく業務に従事することが出来た。
- ・ 電話や急な会議への対応がないため、作業効率が高かった。
- ・ 手続きが簡素化されており使いやすい
- ・ テレワーク終了後速やかに家事・育児に移れ時間を有効活用できた

<要望や懸念>

- ・ 申請から届出への簡素化、自宅以外の場所（実家など）での実施可、台風等により交通機関が乱れている場合などの当日申請可、業務報告の簡素化を求める職員の意見を踏まえ、「テレワーク実施要領」と「テレワークに関するQ & A」の見直しを行い、平成31年4月より改訂した。
- ・ 交通混雑の緩和及び通勤時間削減によるWLBの充実など、実施者はおおむねテレワークの有意性を認識している。
- ・ 通信エラー等、端末トラブルが発生した際の勤怠管理及び作業環境復旧手段について整備するよう意見があり、今後検討したい。
- ・ 育児中の職員からは、テレワークの利用により育児と仕事の両立が可能となった旨の感想があった。一方で、テレワークの実施報告手続きを簡素化してほしいとの要望があるため、今後検討予定。
- ・ 推進月間を設け職員の意識づけを変える取組は重要
- ・ 自宅以外の場所でもテレワークを行いたいという要望が複数あった。制度の利便性を高めるため、職務専念義務について整理したうえで、自宅以外でもテレワークの運用が可能となるよう検討したい。
- ・ テレワーク用貸出端末が重く、持ち運びに不便。設定の手続きが煩雑→本省において平成30年度から自席の業務用端末を容易に持ち運び可能なものに順次変更している。
- ・ 一般職員へのテレワーク拡大後、テレワーク実施の際の事前登録テレワーク中の幹部への説明や課内の複数の職員との打ち合わせの難しさについての声が多くあった。このため、基盤システムの更改に伴い、WEB会議や資料の同時編集が導入されたため、7月のテレワーク・デイズ期間に実施方法について周知を行い、実施の呼びかけを行った。
- ・ テレワーク実施者からは、概ね評判が良く、テレワーク推進月間に初めて、その後継続して実施している職員が数名いる。一方で、テレワーク実施者の関係者（実施者の上司・部下・同僚等）との温度差がある。昨年度のアンケート結果から、開始当初に比べ、テレワークに対する理解が高まっている。（否定的な感想が少なくなった。）

4. 各府省庁におけるテレワークに係る課題①

ルール・制度面	ITシステム面
・勤務時間中の職務遂行状況を確認することが困難である。 ・申請段階での事前チェック、チャット等によるリアルタイムの勤怠管理、報告書による事後チェックの組合せにより、勤怠管理をどの程度厳格に行うべきか相場観を醸成していく必要がある。 ・テレワーク申請の承認に決裁が必要な点など、承認手続きを簡素化してほしいとの声あり。 ・テレワーク（リモートアクセスによる）は、実施要領において官給端末の利用に制限されていることから、テレワーク推進のためには、官支給以外の端末の利用も可能とすることが有効との意見があった。 ・申請に対する上司の承認等の手続を完了させるためには一定の時間を要するため、申請は原則1日前と設定しているところ、申請期日の短縮が可能かについて引き続き検討する予定。 ・次期LANシステム（2020年）以降、席上端末を持ち帰り実施できるようになるため、実施要領や申請手続について、より一層の簡素化に向けて検討していく。 ・急な対応が必要な部署では、代替要員の確保が必要 ・テレワーク実施報告書の簡素化（手続きをより簡素化してほしい等） ・育児・介護等の必要性のある職員以外の職員も実施できるようにしてほしい ・当日申請でも出来るようにしてほしい ・テレワーク実施実績が低い部局へのテレワーク推進について ・テレワーク申請可能な対象職員の範囲→一部非常勤職員への拡大 ・テレワーク実施者の勤怠管理関係→テレワーク実施時の勤怠管理の方法について、確認コストと職務専念義務担保との兼ね合い ・厳密な勤怠管理 ・実施場所拡大の可否（サテライトオフィス等） ・テレワーク勤務開始・終了・休憩の連絡及び実施計画・報告書の作成を行うこととしているが、これらの作業に時間を要するため簡素化してほしいとの意見があり、現在検討を行っている。 ・実施場所を職員の自宅限定としているため、範囲を広げてほしいとの意見があり、現在検討を行っている。 ・地方事務所への対応検討 ・手続きの簡素化	・自宅では紙媒体の過去の資料が参照できない。 ・職場との連携をより図ることができるようにするため、音声・画像によるコミュニケーション手段を整備することが望ましい。 ・プリントアウトを禁止していることで、テレワークで処理可能な業務が制限される。 ・席上端末が大きく、テレワークのための持ち帰りの負担が大きい。 ・2019年1月に新システムに移行済み。 ・端末の持ち帰りやWeb会議・リアルタイムコミュニケーション等の機能を導入済みのため、現時点ではテレワークに対する課題として特記するものはない。 ・情報セキュリティを確保したテレワーク環境を、必要な職員が必要な時に活用できるよう、システム設計段階から計画することが求められる。また、環境準備には所要の予算措置が必要となるところ、「経済性」、「効率性」及び「有効性」の観点に十分留意する必要がある。 ・現在はOutlookのメール機能を利用してコミュニケーションをとっているが、今後、スカイプ等を導入予定。 ・テレワーク用パソコン台数の拡充(配分数が不足している部局もある) ・WEB会議環境 ・端末の軽量化 ・貸出用端末の台数、機能、行政端末の同時アクセス数制限 ・出張（外勤）、自宅でも事務所と同じ事務所環境をセキュアな環境で提供できるシンクライアント端末の環境を用意したが、ネットワークが繋がらないと利用できないということもあり、省外で利用できないケースもある。ネットワークが利用できない場所では、モバイル用のファット端末として、利用してネットワーク環境が利用できるところでは、事務所環境と同じ環境でできるなど、省外の環境に合わせた利用ができるような点も考慮が必要である。 ・リモートアクセス環境 ・自宅に通信環境のない職員がテレワークをすることが困難になっている。（貸し出し用機器としてwifi-ルータも用意しているが、テレワーク専用という性質ではなく、外勤・出張を用途としている。） ・資料等のプリントアウト不可に伴う課題 ・ペーパーレス化が行われていない業務について自宅等で実施できない。 ・共有サーバーにアクセスできない、公費負担の電話がない ・書類を扱う業務ができない

4. 各府省庁におけるテレワークに係る課題②

その他

- 小規模な組織の場合、国会对応や法令審査等の在庁職員による職務遂行のための必要な体制（官執勤務時間中の執務体制）を確保する必要があること、職務における外部機器や通信手段の利用等（私用の携帯端末の利用等）についてセキュリティ上の厳格な対応を求められていること等から、このような点を考慮しつつ、テレワークを推進していくことが必要であると考えている。
- 紙前提の働き方を見直す必要がある
- 私用携帯電話では通話料がかかってしまうため公用携帯の貸し出しを希望する声があった。

推進計画のフォローアップ結果

1. 推進計画（テレワークの目的）

府省庁等名	テレワークの目的						
	育児・介護での就業継続	災害・悪天候等による通勤困難への対応（訓練含）	職員の障がい・病気・怪我等による通勤困難への対応	生産性向上	その他	目的は定めていない	自由記入欄
内閣官房	○	○	○	○			
内閣法制局					○		柔軟な働き方を可能とするため
人事院	○		○	○	○		働き方改革の推進
内閣府	○	○	○	○			
宮内庁	○				○		ワークライフバランスの推進
公正取引委員会	○	○	○				
警察庁					○		業務の性質上、テレワークの実施が不可能な業務を除き、「必要な者が必要な時に」テレワークを利用することができる環境を整備する
個人情報保護委員会	○	○	○	○	○		通勤に伴う負担軽減
金融庁					○		業務の性質上、テレワークの実施が不可能な業務を除き、テレワークを勤務形態の一つとして定着させ、職員がライフスタイルに合わせて選択できるようにする。
消費者庁	○	○	○	○			
復興庁	○		○	○			
総務省	○	○	○	○	○		テレワークの利用登録にあたっては、理由については「育児・介護」のほか、「その他（詳細まで聞いていない。以下同じ）」の目的別で確認しており、「その他」については左記目的の各項目についても該当し得るもの。
法務省						○	特定の目的がなければテレワークが認められないとすると、テレワークの推進に影響を及ぼすため

1. 推進計画（テレワークの目的）

府省庁等名	テレワークの目的						
	育児・介護での就業継続	災害・悪天候等による通勤困難への対応（訓練含）	職員の障がい・病気・怪我等による通勤困難への対応	生産性向上	その他	目的は定めていない	自由記入欄
外務省	○		○	○			
財務省	○	○	○	○			
文部科学省	○		○	○	○		テレワーク勤務への理解醸成のため、試行によるテレワークの体験実施
厚生労働省	○	○	○	○			育児や介護など配慮を要する職員をはじめ希望する者全員について、テレワークを活用させ、職員全員が年2回、テレワークを実施することを目標とする。
農林水産省					○		在宅勤務に従事することにより、通勤による負担が軽減され、公務能率の向上が期待されることに加え、特に、妊娠、育児、介護、ケガ及び障害等の事情を抱える職員にとって、テレワークは仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を実現する上で有効な働き方の一つであることから、職員のテレワークを推進する。
経済産業省						○	
国土交通省	○	○	○	○			
環境省					○		ワークライフバランスの推進
原子力規制委員会	○		○	○	○		ワークライフバランスの向上
防衛省	○		○	○			
合計	16	9	15	14	11	2	
割合	70%	39%	65%	61%	48%	9%	

2. 推進計画(直近1年間)

府省庁等名	2019年度	
	実施職員数 ※人数について目標を設定している場合	目標の設定理由等
内閣官房	前年度比増を目指す。	
内閣法制局	6人日	・内閣法制局は長官以下の定員数が78名の小規模な組織である上、このうちの約3分の2が法令審査業務若しくは国会対応業務の従事者又は育児時間の取得等の勤務時間に制限のある者であるため、実施者の拡大には限界があるところ、フレックスタイム制度と同様に、在庁職員による職務遂行のための必要な体制（官執勤務時間中の執務体制）を確保する観点から、実施者等の意見を踏まえつつ、平成31年度は6人日、平成32年度は7人日のテレワークの実施を目標としている。
人事院	前年度実績（182人日）を超える人日数	テレワークの一層の活用推進のため
内閣府	「チーム型」のテレワークを実施し、その結果を踏まえながら、改善すべき点等の検討を行い、本格実施を目指す。	「国家公務員テレワーク・ロードマップ」のステップ2を実施。
宮内庁	10人、50人日(10人×5日)	※重要行事があるため大幅な増加は見込めないが、前年と同数程度の計画数を確保
公正取引委員会	60人	前年度の実施人数を上回る人数かつ本局常勤職員（※）の約1割 ※相談業務関連窓口等テレワーク勤務によって業務に支障が生じる者除く
警察庁	前年度より実施職員数を増加させる。	着実にテレワークを普及させるため。
個人情報保護委員会	平成30年度までの実績を考慮し、テレワークの本格導入を行う。	
金融庁	130人	2020年度までの目標（160人）達成に向けて段階的に目標値を設定。
消費者庁	全職員の9%以上が実施	世界最先端IT国家創造宣言改訂版（2014年6月閣議決定）の目標値(2020年までに10%以上)達成のため。
復興庁	28人	常勤職員の8%以上が実施することを見込んでいる。
総務省	原則として管理職員は年2回以上、未就学児や介護を要する家族がいる職員は月1回以上のテレワークを実施する（実施年度を明記していない）。	テレワークを勤務形態の一つとして定着させるため、テレワークのニーズが高い育児・介護職員の利用を促すとともに、管理職員が率先してテレワークを利用することにより、テレワーク実施の機運を醸成し、職員に積極的な利用を促すため。

2. 推進計画(直近1年間)

府省庁等名	2019年度	
	実施職員数 ※人数について目標を設定している場合	目標の設定理由等
法務省		試行段階であるため
外務省	500人	今年度はオリンピック・パラリンピックの前年にあたり、7月から8月にかけてTDM試行が決定されており、右目標のためにテレワーク活用を促進するため。
財務省	—	必要な者が必要な時に実施できる環境維持
文部科学省	職員のうち10%程度の利用を目標とする。	2020年度までの目標（10%以上）達成に向けて段階的に目標値を設定。
厚生労働省	6,800人日	「2020年度までに、業務の性質上、テレワークの実施が不可能な業務を除き、テレワークが勤務形態の一つとして定着し、必要な者が必要な時に当該勤務を本格的に活用できるようにする」ことを踏まえ、本省職員全員（約3,400人）が平均して年2回テレワーク勤務を行うことを目標としている。
農林水産省	本省においては、昨年度実績人数（1,025人）の2倍程度の実施を目標とする。 地方支分部局等においては、テレワークの試行を実施。	テレワークに対する理解を深め、勤務形態の一つとして定着させるため。
経済産業省	利用者数の増加を図るとともに、働き方の選択肢の一つとして、テレワークの定着を更に進める。	『2020年度までに、業務の性質上、テレワークの実施が不可能な業務を除き、テレワークが勤務形態の一つとして定着し、必要な者が必要な時に当該勤務を本格的に活用できるようにする』ことを踏まえ、各職員のテレワークに対する懸念や抵抗感を払しょくし、省内全体のテレワークに対する理解を深めることで、テレワークを勤務形態の一つとして定着させていくため。
国土交通省	テレワークの利用促進を図るため、本省において「テレワーク普及促進キャンペーン」（5/7～7/19）を実施する。	職員がテレワークを当たり前のように実施できるきっかけ・雰囲気づくり及びテレワーク・デイズに向けての地ならしのため。
環境省	100人	本省職員の10%以上
原子力規制委員会	80人	平成27年度本省定員（968人）を基準とし、その5%の人数（一の位切り上げ）
防衛省	各機関における利用の開始。	各機関の試行結果を踏まえ、2019年度からの利用を開始するため。

3. 推進計画(申請期日の短縮化への取組)

府省庁等名	(2) 制度面の推進計画						
	②申請期日の短縮化への取組						
	※育児・介護、国会対応等で当日申請でもテレワークを取得できるようにするための今後の取組予定等を記入						
	当日申請	事前申請	実施日から逆算した申請期日	今後の検討予定			※前項で「ある」、「検討中」を選択した場合のみ記入 具体的な予定取組内容を記入（自由記入）。
				ある	検討中	ない	※前々項で「ない」を選択した場合のみ短縮する予定がない理由を記入（自由記入）。
内閣官房		○	原則、テレワーク開始1週間前			○	対象職員を内閣官房の全職員としていることから事前の確認に相当時日を要するため。
内閣法制局		○	1日前		○		セキュリティ面のほか、テレワーク用端末の運用面等について、当日申請を可能とするための検討を行う。
人事院	○	○	2日前（国会対応など所属長が特に必要であると認める場合は当日も可）			○	左記申請期日への見直しに向けた試行中であるため。
内閣府	○	○	1日前（育児・介護に従事する場合は当日も可）	－	－	－	
宮内庁		○	1日前			○	リモートアクセス環境をテレワーク対象端末（リモートアクセス用官署設置端末）に事前準備することで、申請期日を短縮した。
公正取引委員会	○	○	1日前 ただし、育児や介護の状況に応じてテレワークを実施する当日の申請を認めることとしている。		○		申請は原則1日前であるが、育児や介護の状況に応じてテレワークを実施する当日の申請を認めることとしている。今後、申請期日の短縮が可能であるかについて引き続き検討することを予定。
警察庁	○			－	－	－	
個人情報保護委員会		○	1日前			○	
金融庁	○	○	1日前 ただし、育児もしくは介護に携わっている場合、またはBCP対応や国会対応業務等を担当する場合は当日申請可。（平成31年4月より、台風等出勤困難や急遽、育児等を要することとなり、その後、当該育児等が終了し勤務できる状態になった場合も当日申請可能とした。）			○	

3. 推進計画(申請期日の短縮化への取組)

府省庁等名	(2) 制度面の推進計画						
	②申請期日の短縮化への取組						
	※育児・介護、国会対応等で当日申請でもテレワークを取得できるようにするための今後の取組予定等を記入						
	当日申請	事前申請	実施日から逆算した申請期日	今後の検討予定			※前項で「ある」、「検討中」を選択した場合のみ記入 具体的な予定取組内容を記入（自由記入）。
				ある	検討中	ない	※前々項で「ない」を選択した場合のみ短縮する予定がない理由を記入（自由記入）。
消費者庁		○	3日前 ※消費者行政新未来創造オフィス（徳島）では、当日貸し出しを実施。			○	H30年12月のLAN更改を踏まえ、申請期日の短縮（3日前→1日前）を行い利便性の向上を図ったところであるため。
復興庁		○	2日前			○	平成31年1月に、席上端末の持ち帰りが可能になったことに伴い、申請期日の短縮について内規の改正を行ったところ。 申請の決裁に要する時間を考慮し、現時点ではこれ以上の短縮は計画していない。
総務省	○	○	当日申請：育児・介護職員で当日、急遽、育児等を要することとなり、その後、当該育児等が終了し勤務できる状態になった場合、災害対応若しくは国会等の答弁対応が必要な職員であって緊急を要する場合及び出張時の場合等において業務を行う場合等） 事前申請：1日前（上記に該当する職員以外）			○	原則、事前承認制のため。
法務省		○	1日前			○	
外務省		○	3日前		○		やむを得ない理由により、テレワーク用パソコンの貸与を希望しない者については、所属課室の承認を得た上で、当日のテレワーク申請を認めている。
財務省	○		育児介護職員の場合当日も可	－	－	－	

3. 推進計画(申請期日の短縮化への取組)

府省庁等名	(2) 制度面の推進計画						
	②申請期日の短縮化への取組						
	※育児・介護、国会対応等で当日申請でもテレワークを取得できるようにするための今後の取組予定等を記入						
	当日申請	事前申請	実施日から逆算した申請期日	今後の検討予定			※前項で「ある」、「検討中」を選択した場合のみ記入 具体的な予定取組内容を記入（自由記入）。
				ある	検討中	ない	※前々項で「ない」を選択した場合のみ短縮する予定がない理由を記入（自由記入）。
文部科学省		○	2 日前	○			実施要領上、開始 2 日前までに申請することとしているが、育児もしくは介護に携わっている職員であって、当日、急遽、育児等を要することとなり、その後、当該育児等が終了し勤務できる状態になった場合、又は災害対応もしくは国会対応等の緊急性があり真にやむを得ない場合には、電話等で所属長等の了解を得た上で、テレワークを実施することができるとしている。
厚生労働省	○		退庁後に国会答弁作成作業が必要となるなど、臨時又は緊急の必要がある場合、各部局から事前に所属職員に対しトークンを配付の上、テレワーク勤務開始前に、管理者からテレワーク勤務を命じることができる。	－	－	－	
農林水産省	○			－	－	－	
経済産業省	○			－	－	－	
国土交通省	○			－	－	－	
環境省		○	1 日前		○		当日申請でも取得できるよう検討中。
原子力規制委員会		○	1 日前 実施前日までに電子決裁により所属長決裁まで済ませる。		○		
防衛省	○			－	－	－	
合計	12	16		1	5	9	
割合	52%	70%		6% ※	31% ※	56% ※	

※事前申請が必要な府省庁(16)に占める割合

4. 推進計画（推進に向けた積極的取組み予定）

「掲示板・メールによる情報発信」、「テレワーク実施要項・マニュアル等の配布」による取組予定が多い。

府省庁等名	(2) 制度面の推進計画					
	③テレワーク推進に向けた積極的取組み予定					
	掲示板・メールによる情報発信	説明会の実施	テレワーク実施要項・マニュアル等の配布	幹部職員等によるメッセージ発信	その他	補足等、自由記入 補足事項
内閣官房	○		○			- テレワーク実施マニュアル更新 → 実施対象者の緩和 - LAN更改（環境整備）→ 平成30年12月以前は貸出専用端末を別途確保の上利用する必要があったところ、31年1月以降は、大多数の職員が各自自席の行政端末を利用してテレワークを行うことが可能になった。
内閣法制局	○			○		
人事院	○		○	○		
内閣府	○		○			
宮内庁	○	○	○	○		
公正取引委員会	○	○	○			
警察庁	○	○	○			
個人情報保護委員会	○			○		
金融庁	○	○	○	○		
消費者庁	○		○		○	消費者行政新未来創造オフィスにおける積極的な実施
復興庁	○		○	○		
総務省	○		○	○	○	掲示板・メール、省内連絡会議による情報発信、テレワーク実施要領・好事例等の配布、テレワーク・デイズに合わせたテレワークウィークの設定、テレワーク・デイズでの集中的実施を呼びかけ予定
法務省					○	試行段階であるため未定。

4. 推進計画（推進に向けた積極的取組み予定）

府省庁等名	(2) 制度面の推進計画					
	③テレワーク推進に向けた積極的取組み予定					
	掲示板・メール による情報発信	説明会の 実施	テレワーク実施 要項・マニュアル 等の配布	幹部職員等 によるメッセージ発 信	その他	補足等、自由記入
外務省	○	○		○		テレワークでの業務の進め方が分からないという意見を踏まえ、テレワーク利用者を困らせた懇談会を実施予定。
財務省	○	○	○	○	○	テレワークの実施強化月間を設定、テレワーク推進に向けた実施規程の見直し・検討
文部科学省	○	○	○			前年度に引き続き、「ゆう活」・ワークライフバランス推進強化月間、TDM試行、「テレワーク・デイズ」、「テレワーク月間」等の政府全体の普及推進の取組に応じ、試行によるテレワークの体験実施を推奨する取組や、全省への周知活動・説明会の開催等を通じ、管理職級以上も含めたテレワーク制度への一層の理解に向けた意識醸成を図る。
厚生労働省	○	○	○	○	○	厚生労働省テレワーク推進月間（2019年7～8月及び2019年12月～2020年1月を予定）の設定やテレワーク・デイズにおけるテレワーク勤務の推進
農林水産省	○		○	○		
経済産業省	○	○	○	○		活用事例集などシーン別の推奨利用方法を発信していくことを検討中。
国土交通省	○				○	テレワーク普及促進キャンペーン（5/7～7/19）の実施
環境省	○					
原子力規制委員会		○	○	○		平成30年6月より毎月テレワーク研修を開催、推進月間中は毎週開催、テレワーク実施要項・マニュアル等をイントラ掲載、研修で配布、幹部職員等によるワークライフバランスのメッセージ内でテレワークについて触れている
防衛省	○	○	○	○		
合計	21	11	17	14	6	
割合	91%	48%	74%	61%	26%	

5. 推進計画（システム更改スケジュールと現状の整備状況）

35

府省庁等名	①システム更改 スケジュール	②テレワーク端末（ハードウェア）の整備・拡充予定 ○ 導入予定あり △ 検討中 × 導入予定なし - 導入済			③テレワーク機能の整備・拡充予定 ○ 導入予定あり △ 検討中 × 導入予定なし - 導入済					
	※システム更改時期及び政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境の利用予定を含めて具体的に記入	貸出用端末（タブレット含）	席上端末持ち帰り	私用端末利用（貸出USB型機器を含む）等	省内メールの送受信	共有サーバーへのアクセス	在席確認	共有スケジューラー	Web会議	チャット
内閣官房	内閣官房が利用する内閣府LANの更改を2019年1月に完了しており、業務端末の持ち帰りが可能となっている。	× ※1	-	× ※1	-	-	-	-	-	-
内閣法制局	内閣法制局LANシステムについて、2021年1月に更改を予定。現時点では、政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境の利用予定はない。	-	△	△	-	-	○	-	○	○
人事院	2018年10月の人事院LANシステム更改に合わせ、リモートアクセス環境の整備を実施。	-	-	× ※1	-	-	-	-	○	-
内閣府	2019年1月に新システムへ移行済み。次期更改は2023年1月を予定。	× ※1	-	× ※1	-	-	-	-	-	-
宮内庁	2021年度に、LAN端末及びテレワーク機能の母体となるグループウェアシステムの更新を予定している。この更新においてテレワーク環境の拡充を計画している。	△ ※2	△	×	-	-	△	-	△	△
公正取引委員会	2019年度から政府共通プラットフォームのリモート接続サービス（RVPN）の利用を開始し、2020年度末のRVPNサービス提供終了まで利用する予定。その後のリモートアクセス環境については、現在検討中。	△	×	△ ※2	-	-	-	-	-	-

※1 席上端末持ち帰り可能

※2 現在当該機能を導入済みであるが、今後の整備、拡充予定においては検討中の項目

5. 推進計画（システム更改スケジュールと現状の整備状況）

府省庁等名	①システム更改 スケジュール	②テレワーク端末（ハードウェア）の整備・拡充予定 ○ 導入予定あり △ 検討中 × 導入予定なし - 導入済			③テレワーク機能の整備・拡充予定 ○ 導入予定あり △ 検討中 × 導入予定なし - 導入済					
	※システム更改時期及び政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境の利用予定を含めて具体的に記入	貸出用端末（タブレット含）	席上端末持ち帰り	私用端末利用（貸出USB型機器を含む）等	省内メールの送受信	共有サーバーへのアクセス	在席確認	共有スケジューラー	Web会議	チャット
警察庁	2019年度（2020年1月）にシステム更新予定。	△ ※2	△	△ ※2	-	-	△	△	△	△
個人情報保護委員会	2019年1月に新システムへ移行済み。次期更改は2023年1月を予定。	× ※1	-	× ※1	-	-	-	-	-	-
金融庁	2020年1月にLANシステム更改予定。	× ※3	△	△ ※2	-	-	△	-	△	△
消費者庁	平成30年度にLANを更改を実施。	× ※1	-	-	-	-	-	-	-	-
復興庁	予定はない。	× ※1	-	× ※1	-	-	-	-	-	-
総務省	令和3年度にLAN更改を予定。	× ※1	-	-	-	-	-	-	-	-
法務省	平成29年4月に政府共通プラットフォーム（外部アクセス機能）に関する通知を発出した。	-	×	-	-	-	×	-	×	×
外務省	令和2年度の外務省LANシステム更改時に検討予定。	-	△	- ※4	-	-	△	-	△	△
財務省	令和3年度にLAN更改を予定。	-	△	-	-	-	-	-	-	-

※1 席上端末持ち帰り可能

※2 現在当該機能を導入済みであるが、今後の整備、拡充予定においては検討中の項目

※3 私用端末の利用可能

※4 セキュアブラウザ方式を採用

5. 推進計画（システム更改スケジュールと現状の整備状況）

37

府省庁等名	①システム更改スケジュール	②テレワーク端末（ハードウェア）の整備・拡充予定 ○導入予定あり △検討中 ×導入予定なし - 導入済			③テレワーク機能の整備・拡充予定 ○導入予定あり △検討中 ×導入予定なし - 導入済					
	※システム更改時期及び政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境の利用予定を含めて具体的に記入。	貸出用端末（タブレット含）	席上端末持ち帰り	私用端末利用（貸出USB型機器を含む）等	省内メールの送受信	共有サーバーへのアクセス	在席確認	共有スケジューラー	Web会議	チャット
文部科学省	2021年1月以降	× ※1	-	× ※1	-	-	-	-	-	-
厚生労働省	2022年システム更改予定 ※政府共通PFのリモートアクセス環境の利用は未定。	× ※1	-	-	-	-	-	-	-	-
農林水産省	府省内LANの一部（リモートアクセス機能を含む）について、2019年度に更改を予定。	-	-	○	-	-	-	-	-	-
経済産業省	2019年7月 仕様書作成等支援業者契約 2020年5月 構築事業者調達公告 2021年4月 設計・構築・移行 2022年2月更改	× ※1	-	× ※1	-	-	-	-	-	-
国土交通省	・2023年2月システム更改予定 ・府省共通プラットフォーム利用は未定	-	×	-	-	△	×	-	△	△
環境省	システム更改時期は2020～2021年度の間。 ※政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境の利用は次期システム構築の際に検討予定。	-	-	× ※1	-	-	-	-	-	×
原子力規制委員会	庁内LANシステムを2020年度に更改予定 政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境の利用は未定	-	△	△	-	-	-	-	-	-
防衛省	2022年3月以降	-	○	×	-	-	-	-	-	-
導入予定ありまたは導入済の府省庁数		12	13	11	23	22	18	22	17	16
割合		52%	57%	48%	100%	96%	78%	96%	74%	70%

※1 席上端末持ち帰り可能

【全体】

- 本府省庁におけるテレワーク実施職員数が着実に増加しており、職員総数に占めるテレワーク実施者の割合が20%弱に迫るまでになった。地方局については、まだまだ少数ではあるものの、人数ベースで2倍以上、人日ベースで約40%増加した。
- 府省庁毎に実施状況に違いがみられるが、2019年度の推進計画において、7月から8月にかけてのTDM（交通需要マネジメント）試行にあわせた取組や地方支分局での試行など、それぞれの段階に応じた目標を設定し取り組むこととしている。

【課題と対応について】

- **課題**：テレワーク申請の承認に決裁が必要なため、時間がかかる。
- **対応**：当日申請が可能な府省庁が6割であり、それらの取組の事例を蓄積し府省庁間で共有していく。
- **課題**：勤怠管理面から求めているテレワーク実施計画の事前提出、テレワーク実施報告書の提出などの手続きについて、簡素化を求める意見がある。
- **対応**：システム更改を行った府省庁はコミュニケーションツールを導入しており（在席確認機能を15府省庁、チャット機能を15府省庁が導入）、このようなツールの活用による申請、報告、リアルタイムの勤怠管理などの組み合わせでテレワーク勤務に即した職務遂行状況の確認を行う事例を蓄積し、府省庁間で共有していく。

【課題と対応について】（つづき）

- **課題**：テレワーク用端末の台数不足、同時アクセス数制限、共有サーバーにアクセスできないなど、テレワーク実施上のシステム面での制限が存在する。
- **対応**：LAN更改に合わせ、府省庁毎にテレワーク環境の拡充を検討している。
- **課題**：紙資料をテレワーク中に閲覧できない、省内の会議に参加できない。
- **対応**：引き続き業務や資料のペーパーレス化を進める。また、府省庁の中には、テレワークを支障なく行うためにWeb会議や資料の同時編集機能の利用方法の周知を行い、効果を上げる府省庁がある。こういった事例を府省庁間で共有していく。